番号:140960国名:インド

担当部署:南アジア部 南アジア第一課

案件名:デリー東部外環道路建設事業策定支援(環境社会配慮)

### 1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:環境社会配慮

(2)格付:3号

(3)業務の種類:有償勘定技術支援

## 2. 契約予定期間等

(1)全体期間: 2014年12月中旬から2015年3月下旬まで

(2) 業務M/M: 国内 2.00M/M、現地 0.93M/M、合計 2.93M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間 10日 28日 30日

# 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数: 1部

(3)提出期限:11月26日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも 提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム> JICA について>調達情報> お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」( $\frac{\text{http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html}}{\text{ci覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。$ 

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

	(	(計100点)
類似業務	環境社会配慮に係る各種調査	
対象国/類似地域	インド/全途上国	
語学の種類	英語	

## 5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2) 必要予防接種:なし

# 6. 業務の背景

インドの首都であり同国北部の交通の要衝であるデリー市においては、同市内を目的地としない多くの通過貨物交通需要があるが、同市を取り巻く環状道路が十分に整備されておらず、結果として多くの大型トラックを初めとする通過貨物交通が同市内に流入せざるを得ない状況になっている。

通過交通による同市内の交通混雑を防ぐために、経済活動が盛んな昼間時間帯(午前8時~午後9時)については、同市内を通過する貨物交通については同市内に流入できないように交通規制が敷かれている。しかし、環状道路の整備が進んでいないため、結果として交通規制時間外の夜間に、多くの通貨貨物交通が同市内に流入しており、騒音等の環境、交通安全問題が生じる形となっている。また、時間の制約から昼間の時間帯に同市を通過せざるを得ない通行貨物交通については、前述の交通規制により、同市郊外の代替経路を使用せざるを得ないが、代替経路の道路事情が劣悪のため、移動に時間がかかる、載せている貨物が破損すると言った問題が起きており、経済活動にも支障が出ている。

かかる状況を踏まえてインド政府は、デリー市郊外の外環道路の建設を計画しており、西半分の区間については既にPPPにより整備が開始されているが、東半分の区間(総延長135km)については日本の円借款を活用して整備したい旨の要請がインド政府よりあった。F/Sについてはインド側実施機関である道路交通省によって既に実施されているが、円借款の審査をするにあたり、環境社会配慮やITS機器構成といった内容に不備があること、技術面の適切性について検証が必要なことより、インド側F/Sをレビュー・補足するために日本人専門家を派遣するものである。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、有償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員(ITS 導入計画、道路設計レビュー)として派遣される他の業務従事者や機構職員等と協議・調整しつつ、環境社会配慮に係る円借款案件の審査関連資料作成のために必要な以下の調査を行う。調査対象区間は、デリー東部外環道路区間(総延長135km)とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2011年12月中旬~12月下旬)
  - ①先方政府が実施したF/S報告書のうち、担当部分(環境影響評価、土地取得関係)を読み込み、円借款事業の審査プロセスを進めていくにあたって、不足または補足すべき情報を特定する。その上で、現地調査で収集すべき情報を検討し、担当分野についてインド側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
  - ②南アジア部担当者との打合せに参加する。
  - ③担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。
- (2) 現地派遣期間(2015年1月上旬~1月旬)
  - ①上記(1)②の質問票について回収・整理・分析する。
  - ②本事業では事業用地の約98%が取得済みである。そのため、JICA環境社会配慮ガイドライン(2010 年4 月)(以下、「JICA環境ガイドライン」)に基づき、本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地について、その過程での住民協議方法や補償水準について確認するため、JICA環境ガイドラインの遵守状況の確認調査(非自発的住民移転遵守状況確認調査:以下、住民移転調査)を行う。現地においては、以下の情報を収集するものとする。また、調査に際しては「世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Plan」及び「世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」を参照する。
    - ア)過去の用地取得・住民移転の経緯
      - A) 用地取得・住民移転の規模
      - B) 過去の用地取得・住民移転で適用された法律及び規定

- C) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- D) 損失資産の補償実績(再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく補償が行われたか)
- E) 移転支援・生活再建対策実績(生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前の受給権者の家計・生活水準から改善、少なくとも回復させるための対策が実施されたか)
- F) 弱者配慮実施状況(貧困層、女性、先住民族、障碍者、マイノリティなどに対する配慮が行われたか)
- G) 苦情処理手続き、及びその実施状況
- H) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等) の特定、及びその責務
- I) 実施スケジュール(損失資産の補償支払および物理的な移転に関して)
- J) 費用と財源
- K) 実施機関によるモニタリング体制、及びその実施状況
- L) 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- イ) 過去の用地取得・住民移転による被影響住民の現在の生活状況の可能な範囲での追 跡調査
- ③本事業では、環境影響評価結果についてインド政府の承認が得られている状況であるが、 JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づいているかを確認するために、必要となる 資料(環境影響評価報告書)収集や、必要なプロセスを経て実施されたかを関係者への ヒアリング等を通じて確認する。
- ④必要に応じてJICAインド事務所と協議を行う。
- ⑤担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。
- (3) 帰国後整理期間(2015年2月上旬~3月下旬)
- ①現地派遣期間の①の業務で収集された情報をもとに、過去の補償の妥当性の検証および JICAガイドラインとの乖離を分析し、住民移転調査報告書(案)を作成する。報告書執 筆に際しては「カテゴリB案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言 委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民 移転調査の際に実施した関連調査結果もJICAへ提出する。

更に、住民移転調査の結果、JICA環境ガイドラインの実質的な点について、著しい乖離が確認された場合には、そのギャップを可能な限り解消するアクションプラン (corrective action plan) 案を作成 (以下ア)~イ)を含む) する。

- ア) JICA環境ガイドライン(2010年4月) との乖離が存在した場合の乖離を解消する措置(遡及的な補償金の支払い、代替地の提供等)の検討
- イ) 被影響住民に対する苦情処理メカニズムの設立の検討(現地派遣期間時の調査の結果追跡しきれなかった住民を含む)
- ②現地派遣期間の②の業務で収集された情報をもとに、インド側で実施された環境影響評価結果及びプロセスについて、JICAガイドラインとの乖離を分析し、インド側が作成した環境影響評価報告書の加筆・修正が必要な箇所、追加対応が必要となる事項について列挙し、環境影響評価レビュー報告書(案)をまとめる。なお、環境社会配慮助言委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。
- ③南アジア部担当者等と、必要に応じて打合せする。
- ④担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 住民移転調査報告書(案)(和文)(英文)
- (2)環境影響評価レビュー報告書(案)(和文)(英文) 電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。 航空賃については、東京⇒デリー⇒東京(標準)を想定します。

# (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構インド事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。 ・車両関係費(デリーにおける車輌のみ)

臨時会計役とは、会計役としての職務(例:現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ①現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月4日~1月31日を予定しています。 原則として、本業務従事者が単独で現地調査を行います。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア)環境社会配慮
- イ) 道路設計レビュー
- ウ)ITS導入計画
- ③便宜供与内容

当機構インド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

初日のアポについては機構がアレンジします。二日目以降は、初日訪問時に、直接、 先方政府C/P機関と調整ください。

カ)執務スペースの提供

なし

# (2)参考資料

先方政府が実施したF/Sデータ・報告書について、契約締結後に提供します。

# (3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。